

長崎県地域職業訓練 実施計画

平成23年7月22日

(平成23年11月22日改定)

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、長崎県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成23年7月22日から平成24年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 平成22年度における職業訓練をめぐる状況

平成22年4月以降の雇用失業情勢については、平成21年度に記録した過去最悪の失業率及び有効求人倍率から脱却し、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

こうした中、平成22年度において、長崎県、雇用・能力開発機構が実施した公共職業訓練（離職者訓練等）の受講者は2,708人、国の「緊急人材育成・就職支援基金」を活用した緊急人材育成支援事業（基金訓練）による受講者は5,734人と併せて8,442人の規模となっている。このうち緊急人材育成支援事業（基金訓練）の就職率²は71.6%となっている。

なお、本県の平成22年度における新規求職者106,576人（前年度比1.2%増）のうち、平成22年度の特定求職者に該当する可能性のある者の数は、60,780人¹（同4.5%増）であった。

1 新規求職登録者数 - （雇用保険受給者数 + 在職者数）で算出。

2 （就職中退者 + 就職者） / （就職中退者 + 修了者 - 訓練希望者 - 進学希望者）で算出。

3 平成23年度における職業訓練の実施方針

雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成23年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ下記のとおり実施することとする。

(1) 公共職業訓練

施設内訓練については、ものづくりの基本となる技能を習得するための電気工事、建築設計、溶接等、委託訓練については、成長分野をはじめ、地域の産業構造等に沿った訓練分野での設定等により事務、介護・福祉等をそれ

それぞれ合わせて2,657人の規模で実施。

(2) 緊急人材育成支援事業

緊急人材育成支援事業については、平成23年10月以降は求職者支援制度として恒久化するため、当該計画は、上半期(4月～9月)を対象として、基礎的能力の習得の訓練と実践的能力の習得のための訓練を新規成長や雇用吸収の見込まれる分野を中心に6,060人の規模で実施する。

(3) 求職者支援訓練

緊急人材育成支援事業終了後の平成23年度下半期(10月～3月)においては、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づく職業訓練をして実施し、介護・福祉等、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ、昨年度及び今年度上半期の基金訓練の実績を考慮して実施する。

実施規模と分野、就職率に係る目標

- 平成23年度においては、厳しい雇用失業情勢が続く中で、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、下半期(同年10月1日から平成24年3月31日まで)分として、2,400人³程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模3,000人を確保する。

³ 機会提供数は、訓練認定規模×80%。

- 訓練内容としては、学卒未就職者やニート、フリーターを中心とした基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を中心とする(求職者支援訓練の80.0%)。
- その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえ、また、各地域の市街地以外の地域においても、できるだけ多くの地域で実施できるコースの確保を実現する。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

	離島以外	離島地域	県南地域	県北地域	県央地域	離島地域	コース計
基礎コース	60人	20人	180人	90人	90人	30人	470人
実践コース	320人		1,000人	500人	500人	210人	2,530人
介護系	100人		300人	150人	150人	130人	830人
医療事務系	60人		200人	50人	50人	20人	380人
情報系	80人		300人	150人	150人	20人	700人
営業・販売・事務系	80人		100人	50人	50人	20人	300人
その他	0人		100人	100人	100人	20人	320人
合計	400人		1,180人	590人	590人	240人	3,000人

その他のコースは、ニーズ調査等を踏まえ、農林水産業や環境分野等について実施可能な訓練を開拓、実施する。

- ・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	県南地域	県北地域	県央地域	離島地域
基礎コース	10%			
実践コース	10%			

- ・ 認定単位期間
長崎県においては、四半期ごとに公共訓練の実施時期を加味しながら求職者支援訓練を認定することとする。
ただし、第3四半期については制度創設に伴い、例外として10月開講分と11月及び12月開講分を区分して認定する。
認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、長崎労働局のHP及び独立行政法人雇用・能力開発機構長崎センター（平成23年10月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎センター（仮称））のHPで周知する。
- ・ 就職率は、基礎コースで60%、実践コースで70%を目指す。

訓練修了者に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援を行う。
- ・ 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ 訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練を合わせた訓練規模を考慮し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果

的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、長崎県、独立行政法人雇用・能力開発機構（平成23年10月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が重要である。

- ・ 長崎県においては、今後、長崎県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを随時開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、長崎県地域訓練協議会及びワーキング・チームを開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

5 改 定

平成23年11月22日 改定